

2022年3月2日

一般事業主行動計画（次世代法・女性活躍推進法一体型）

働きやすい環境を作ることによって、仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 行動期間：2022年4月1日から2027年3月31日までの5年間

2. 当社の課題

- 年次有給休暇取得率の部署毎の差が大きい。
- 出産や育児のための制度について、周知活動が不十分で認知度が低い。

3. 内容

◇次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法一体型に基づく目標

目標1：企業全体での年間平均有給休暇取得率 70%以上を達成する。また、部署毎の有給取得率の格差を是正する。

<対策>

- 2022年4月～ 各部署長及び従業員へ個人別休暇取得実績データをフィードバックする。
2023年4月～ 取得率の低い部署の問題点を検討し、有給を取得しやすい環境を整える。
2024年4月～ 休暇取得意識の向上を図るため、取得率を設定し随時有給取得を促す。
2025年4月～ 企業全体での年間平均有給休暇取得率 70%以上を達成する。

◇次世代育成支援対策推進法に基づく目標

目標2：産前産後休業や育児休業制度の周知や情報提供を行い、男女ともに従業員が復帰しやすい環境の整備を行う。

<対策>

- 2022年4月～ 法に基づく諸制度を調査する。
2023年4月～ 産前産後休業・育児休業に関する資料を作成し、従業員へ周知する。
2024年4月～ 休職・復職時に面談を実施し、短時間勤務などの本人希望に柔軟に対応する（3歳以上でも小学校就学前であれば利用可能など）